

市場経済システムの歴史①

法政大学 経済学部教授 (客員) 渡部 亮

前シリーズでは、英米系諸国の経済発展が市場経済システムを基盤とするものであること、市場経済システムには多様性や柔軟性があること、また市場経済システムの中では株式会社が中心的な地位を占めること、さらに市場経済システムは現在4つのメガトレンドに直面していること、そのなかでも金融資本市場の不安定性が市場経済システムの将来を決する緊急課題であることなどを論じた。

自由主義の伝統

市場経済システムが優勢になったことに関しては、1980年代に勃興したネオリベラル(新自由主義)のイデオロギーが関わっていた。これは、規制緩和された市場における個人の経済的自由を重視する経済リベラリズムであり、19世紀前半の英国で先駆した自由主義の伝統を受け継ぐものであった。当時の英国では、「元祖」規制緩和が行われ、その一環として1844年に共同出資会社法が制定された。その後、分権的な市場経済システムの中で、中央集権的な株式会社が徐々に育っていくのだが、その株式会社が経済の中心を占めるようになったのは、20世紀に入ってからのことである。しかし市場経済システムにしても、株式会社制度にしても、突然変異のように現れたのではなく、そこに至るまでの長い歴史の中で育まれてきた。

そこで本シリーズでは、歴史の変遷をもう少し遡り、1500年以降の西欧の勃興の中で、徐々に自由民主主義の思想が芽生え、それが19世紀前半の「元祖」規制緩和の時代を経由して、現代の市場経済システムや株式会社制度につながった過程を振り返る。そして最後にブレア、ブラウンと続く現在の英国労働党(ニューレーバー)の政策を、そうした歴史的観点から評価してみたい。

複雑な歴史を限られたスペースの中で簡単に

振り返ることは不可能に等しいが、株式会社を中心とする現代の分権的な市場経済システムが、どのような歴史的経緯と制度的基盤の上に形成されたかを理解することには意義がある。

市場経済以前の経済

ノーベル経済学賞の授賞者ジョン・ヒックスは『経済史の理論』の中で、市場経済システムがスタートする以前の時代は、自給自足の閉鎖経済ないし専制経済であったと述べている。そして自給自足経済には、分権的な「慣習経済」と集権的な「統制経済」があり、外敵の侵入などの危機が発生すると統制経済になり、危機が去って平和になると慣習経済に戻るとした。

慣習経済や統制経済に続いて登場するのが封建制の経済である。「封」は土地を意味する言葉であり、封建制も土地を仲介手段とする、領主と農奴の身分関係ないし相互依存関係であった。その封建制を維持するために、領主は収入を必要とした。実際、封建制を意味する英語feudalismのfeuは、料金を意味するfeeと同じ語源の言葉である。しかし、料金とはいっても当時は貨幣の使用が限られていたから、農奴による土地使用の対価として、領主は農奴からの労役提供といった形で収入を得ていた。一方農奴は労役を提供する代わりに、領主から身辺の保護(安全保障)を得ていた。そういった意味で、主従の間には相互依存関係が成立していたのである。

封建制も、基本的には閉鎖的な自給自足経済であり、狭い地域内での相互依存関係に過ぎなかったから、市場経済システムとはほど遠かった。社会の基礎的単位は家計であり、家計の中で必要な道具や物資を自己生産していた。土地の使用、農業生産のための耕作、消費はすべて家計単位で完結していたから、分業や交換は成り立たなかった。

土地の使用権は家計に帰属し、個人が土地を所有することもなかった。

医者や法律家の仕事は公益弁護活動であり、金銭的報酬はなかった。キリスト教の教義では、異なった仕事にたいして異なった報酬が支払われることもなく、利子のような不稼働所得も認められなかった。教会を中心に神学が発達し、人々は狭い土地に縛り付けられた。

ところで人間集団が、人口増に伴う食糧需要を満たすために領地を拡大して行くと、今度はその領地を運営するためのシステムが必要になる。そこで封建制が進むと、領主はそうしたシステムを維持するために、家臣を使って官僚機構を築いた。封建制と官僚制の併存する経済は、分権と集権の両側面を持っていた。封建制も官僚制も、ともに収入調達のための制度であり、領主も家臣も、現代流に言えば公的部門に相当した。

ただし領土内では貨幣を使った取引は行われず、工夫や革新も少なかったから、封建制は暗黒時代でもあった。農奴の地位ないし身分は終身的であり、適当な休日も与えられ、身の安全も保障されて安泰であった。しかしその代わり、市場経済が持つインセンティブ効果は発揮されず、怠惰な依存症カルチャーもはびこった。

封建領主にとって唯一の富の増殖方法は、武力行使による領土争奪戦争であった。戦争に勝てば戦利品として他国の物産や軍需品が手に入った。また戦争をしないまでも、領主が外国との取引に利益を見出し、貿易の担い手として、いわば商人の役割をはたすこともあった。国内取引よりも外国貿易のほうが先に発達したのである。こうして徐々に近代的な市場経済システムへと移行した。

市場における経済計算

ヒックスによれば、封建制の時代には個人の経済計算はほとんど働かなかったが、市場経済システムに移行すると、個々の市場参加者が経済計算に基づき取引を行うようになった。時期は国や地域により異なるが、経済計算重視という点では、市場経済システムは共通している。

その市場には専門の商人が登場し、一回かぎりの単発取引ではなく、継続的な取引を前提として

売買が行われるようになった。専門の職人が加工を施すことによって商品に付加価値を付ける一方で、商人のほうは、商品在庫を保有して常設の店舗を開いた。市場取引は、強制的にではなく自然発生的に、しかも取引参加者の経済計算に基づいて、個人主義的に行われた。しかし、市場はさまざまな人々が集合する場であり、個人主義的行動は紛争や危険を伴うから、政府の介入や法制度の整備が必要になった。法制度の中でも特に、私的財産権（所有権）の保護と契約の保護が必要になった。

所有権の保護は、単に略奪や盗難にたいする安全保障ではなく、商人が自分の用途以外の目的、つまり転売する目的で所有している商品を、自分の財産だと主張できることを可能にする法制度であった。自給自足経済では、自分たちの用途以外の目的で、物品を保有することはほとんど考えられなかったから、市場経済に移行して初めて、所有権の保護が重要となったのである。

また契約の保護は、商品売買に関する合意が成立した時点と、その商品の受渡し時点との間に時差が生じることがあり、そうした時差が存在する場合でも、当初の合意どおりに取引が実行されることを保証するものであった。しかし予期せざる偶発的事態の発生を、契約によって事前にすべてカバーすることはほとんど不可能だから、商品の受渡しを含む取引全体を担保するルールや了解、さらには紛争処理のための司法制度が必要になった。また商人の仲間うちから仲裁者を選ぶ必要も生じたであろう。（以下は次号に続く）

わたべ りょう（法政大学教授）